

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件

(令和四年三月三十一日経済産業省告示第七十号)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第三条第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件を次のように定める。

1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。)第九条第四項の認定の日又は法第七条第三項若しくは同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等(以下「特定調達対象区分等」という。)は、次に掲げるとおりとする。

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)第三条第一号、第三号から第四号まで、第五号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号から

第二十三号の三まで、第二十四号から第二十四号の三まで、第二十六号から第二十六号の三まで、第二十九号から第二十九号の三まで及び第三十号から第三十号の三までに掲げる設備の区分等（施行規則第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）

二 施行規則第五条第一項第九号の二に規定する第一種複数太陽光発電設備設置事業（以下「第一種複数太陽光発電設備設置事業」という。）又は同条第二項第六号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業（以下「第二種複数太陽光発電設備設置事業」という。）の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

2 法第九条第四項の認定の日又は法第七条第三項若しくは同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、次に掲げるとおりとする。

一 施行規則第三条第一号、第三号から第三号の三まで、第五号、第六号から第八号の二まで、第九号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十一号の二、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号、第二十四号の二、第二十六号、第二十六号の二、第二十九

号、第二十九号の二、第三十号及び第三十号の二に掲げる設備の区分等

二 第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

3 法第九条第四項の認定の日又は法第七条第三項若しくは同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における特定調達対象区分等は、施行規則第三条第五号、第七号から第八号の二まで、第九号から第十二号まで、第十七号、第十七号の二、第十九号、第十九号の二、第二十一号及び第二十一号の二に掲げる設備の区分等とする。

4 法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいう。沖縄県に属するものを除く。）に属する場合における特定調達対象区分等は、前各項の規定にかかわらず、施行規則第三条各号に掲げる設備の区分等とする。

5 法第二条第五項に規定する認定発電設備により発電された電気を法第二条の二第一項に規定する市場取引等により供給する事業を行っている場合であつて、法第十条第一項の変更の認定により設備の区分等が変更となる場合には、施行規則第五条第一項第八号の五イに掲げる基準に適合する場合を除き、変更後の

設備の区分等については、前各項の規定は適用しない。

附 則

1 この告示は令和四年四月一日から施行する。

2 法第七条第三項又は同条第六項の規定による落札者の決定の日が令和四年三月三十一日以前であつて、

法第九条第四項の認定の日が令和四年四月一日以降である場合における法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等は、施行規則第三条の規定にかかわらず、当該認定に係る設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第二十七号）第一条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第三条に規定する設備の区分等をいう。）とする。